

条 例 見 直 し 調 査

| | | 作成年度 | 平成 21 年度 |
|----------------------------|---|---|------------------|
| 条 例 名 | 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例 | | |
| 条 例 番 号 | 昭和 25 年神奈川県条例第 69 号 | 法 規 集 | 第 15 編第 5 章第 1 節 |
| 所 管 部 局 室 課 | 警察本部警備部警備課 | | |
| 条 例 の 概 要 | 集会、集団行進及び集団示威運動（以下「集団行動」という。）に関し、公共の安全を保持するために必要な事項を定めている。 | | |
| 検 討 | 視 点 | 検 討 内 容 | 備 考 |
| | 必要性 （ 現在でも 必要な 条例か。 ） | 本条例は、集団行動に関し、公共の安全を保持するため、許可の申請等必要な事項を定めたものであり、また、今日においても一定件数の集団行動があることから、必要な条例である。 | |
| | 有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ） | 本条例により、県内においては、集団行動が公共の安全と秩序の維持が保持された状態で行われており、有効に機能している。 | |
| | 効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ） | 許可の申請は、主催者が集団行動を行う日時の 72 時間前までに行うこととしており、また、公安委員会は、集団行動を行う日時の 24 時間前までに主催者に許可に係る交付をすることとしているなど時間的制約を定め、効率的な運用がなされている。 | |
| | 基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ） | 本条例は、集団行動に関し、公共の安全を保持するため制定したものであり、「犯罪のない安全な地域社会づくり」を掲げる県の総合計画である「神奈川力構想」に適合している。 | |
| | 適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しない か。 ） | 本条例は、集団行動に関し、罰則を設けて必要な事項を定めているものであるが、国民の権利を不当に侵害しないよう解釈規定を設けるなどしており、合理的な範囲内であって、憲法、法令に抵触しない内容である。 | |
| | その他 | | |
| 見 直 し 結 果 | 改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。 | 理 由 現行条例の運用上の問題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。 | 特 記 事 項 |
| 次回見直し予定 | 平成 26 年度 | 見直し規定の有無 | (有) 無 |